

ストーリーの構成文化財一覧表

番号	ふりがな 文化財の名称 (※1)	指定等の状況 (※2)	ストーリーの中の位置づけ (※3)	文化財の所在地(※4)
1 「澄み酒」の出現と「伊丹諸白」				
①	せつづめいしよずえ 撰津名所図会	未指定 (歴史資料)	「名産伊丹酒」として、江戸積みで繁栄した伊丹の酒造りを絵入りで伝える。寛政8年～10年(1796年～1798年)に刊行された撰津国の名所案内記。伊丹市立博物館ほか所蔵。	伊丹市
②	にほんさんかいめいさんずえ 日本山海名産図会	未指定 (歴史資料)	伊丹は高品質の酒の発祥地であり、鴻池(現伊丹市)の山中氏の酒蔵が江戸積酒造のはじめである、と伝える。寛政11年(1799年)に刊行された全国の名産品を図説で紹介した書物。伊丹市立博物館ほか所蔵。	伊丹市
③	こうのいけいなりしひ 鴻池稲荷祠碑	伊丹市指定 (史跡)	慶長5年(1600年)に澄み酒醸造に成功し、山中家繁栄の礎となったことなどが刻まれる。山中鹿之介の長男幸元が始祖、近代以降鴻池財閥となる。	伊丹市
④	きゅうおかだけじゅうたくつけたりむな 旧岡田家住宅 附 棟 ふだ かまや あら ば 札、釜屋及び洗い場 しば ば 搾り場	国重文 (建造物) 未指定 (史跡)	建築年が確実な我が国最古の酒蔵(延宝2年・1674年)。内部に江戸積酒造業史や伊丹郷町史の資料展示。洗い場等発掘遺構を露出展示。伊丹市立伊丹郷町館の中心施設で、清酒発祥の地伊丹を象徴。	伊丹市
⑤	きゅういしばしけじゅうたく 旧石橋家住宅 いたみごうちょういせきはくつちょうさ 伊丹郷町遺跡発掘調査 しゅつどひんとう 出土品等	兵庫県指定 (建造物) 未指定 (考古資料・ 歴史資料)	伊丹郷町で酒造りも営んだ石橋家住宅の主屋(幕末)を移築保存。建物内に、移築時の発掘調査出土品、酒造関係史料等を展示。「伊丹郷町クラフトショップ」を併設。旧岡田家住宅とともに伊丹市立伊丹郷町館を構成。	伊丹市
⑥	こにししゅぞう ちようじゅぐら 小西酒造「長寿蔵」 (白雪ブルワリービレッ ジ長寿蔵)	未指定 (建造物)	伊丹・白雪小西家の酒蔵(19世紀)を曳家し、1階はレストラン、2階で酒造技術の展示。伊丹郷町にあり、食事と酒造文化の観光を楽しむことができる。	伊丹市
⑦	さかだる おけ 酒樽・桶づくり用具一式 (樽丸づくり用具を 含む)	兵庫県指定 (有形民俗)	伊丹郷町における酒造用の樽・桶製作用具の一式。樽丸とは樽・桶の側板となる用材のこと。伊丹市立博物館所蔵。	伊丹市

⑧	この え けいかいしよかんけいしりょう 近衛家会所関係資料	伊丹市指定 (歴史資料)	江戸時代、近衛家会所に酒造家等から選ばれた惣宿老らが集まって伊丹町政を運営。会所に使われた瓦・調度品などの資料。伊丹市立博物館所蔵。	伊丹市
⑨	こにししんうえもんしもんじょ 小西新右衛門氏文書	未指定 (古文書)	伊丹・白雪小西家等(天文 19 年・1550 年創業)に伝わった古文書。小西家は近世伊丹の領主近衛家の支配下で町政を担った惣宿老役。伊丹市立博物館寄託。(小西酒造株式会社所蔵)	伊丹市
⑩	いたみ しゅぞうようぐおよ かんけい 伊丹・酒造用具及び関係 資料	未指定 (有形民俗) (歴史資料)	伊丹・白雪小西家が使用した酒造用具・酒蔵の主要建築部材・頼山陽揮毫「白雪」額(店看板)など。頼山陽は、江戸時代後期の思想家・儒学者・詩人で、酒を愛し、銘酒「白雪」・「劍菱」などを手紙や詩歌でたたえた。小西酒造株式会社・伊丹市立博物館所蔵。	伊丹市
⑪	つのくにやえいたいちょう 津国屋永代帳	未指定 (古文書)	近世伊丹を代表する酒銘柄「劍菱」の最盛期から衰退期に至る、天保 8 年(1838 年)から明治 11 年までの酒蔵経営の推移を物語る重要な史料。表題に「永代帳」、裏表紙に坂上勘三郎(屋号は津國屋)とある。劍菱酒造株式会社所蔵。	神戸市
⑫	ありおかじょうせき いたみごうちょう 有岡城跡・伊丹郷町 遺跡	未指定 (史跡)	江戸積酒造業を基幹産業とし発展した伊丹郷町。伊丹市の中心部。酒蔵遺構や町家遺構など、江戸時代を中心とし遺構が残る。これまで 390 次を超える発掘調査が行われている。伊丹郷町地区として、景観法に基づいた「重点的に景観形成を図る区域」に指定し、歴史的な景観を保存。国重文旧岡田家住宅などを含む伊丹市立伊丹郷町館や白雪長寿蔵などが点在する。	伊丹市
2 六甲の恵みと丹波杜氏が生んだ「灘の生一本」				
⑬	ひょうごけん しゅぞうしゅうぞく 兵庫県の酒造習俗	国選択 (無形文化財)	灘五郷(西宮・灘)の酒造りに関する習俗。宮水・酒米・水車精米・丹波杜氏・樽廻船などにより著しい発展を遂げた江戸積み酒造業の酒蔵における技術と伝承。	神戸市 西宮市

⑭	みやみずはっしょうのちひ みやみずい 宮水発祥之地碑 宮水井 みやみずちたい 宮水地帯	未指定 (史跡)	天保 11 年(1840 年)に魚崎郷の山邑太 左衛門が宮水を発見したと伝わる梅 の木井戸の故地に立つ。宮水の取水 は、各社が管理する宮水井から行う。 一部は宮水庭園として公開。環境省選 定名水百選。西宮市宮水保全条例によ り都市開発との調和を図る。	西宮市
⑮	あしやがわ ぶんかてきけいかん 芦屋川の文化的景観	芦屋市指定 (文化的景 観)	芦屋川の水車場で使われていた石臼 が住宅の石垣の石材として残り、また 六甲山を背に国重文旧山邑家住宅が 建つなど、芦屋川沿いには地域の歴史 を物語る多数の歴史文化遺産が残っ ている。	芦屋市
⑯	あしやがわすいしやえ ざ 芦屋川水車絵図	未指定 (歴史資料)	芦屋川にあった 22 ヶ所の水車場とそ れらを結ぶ水路等が描かれている。水 車は酒米の精白に使用された。安政 4 年(1857 年)。芦屋市立美術館所 蔵。	芦屋市
⑰	なだご郷 さけづく うた 灘五郷・酒造り唄	未指定 (無形民俗)	酒造りの各工程で蔵人が謡う。秋洗い 唄、甑すり唄、甑かき唄、水汲み唄、 水添え唄、杜氏祝詞、朝の謡物、風呂 上がり唄、三本櫓、仕舞唄などがある。 灘の酒造り唄保存会(昭和 50 年結成) 伝承。	神戸市 西宮市
⑱	にしのみやご郷 はくしか 西宮郷・白鹿 たつまほんけしゅぞうほんぐら 辰馬本家酒造本蔵 かまばいこう 釜場遺構	未指定 (建造物) (史跡)	西宮郷・白鹿辰馬本家(寛文 2 年・1662 年創業)の「本蔵」(明治 2 年・1869 年 再建)。公益財団法人白鹿記念酒造博 物館酒蔵館として公開。酒造用具・釜 場遺構を展示。記念館では西宮郷にお ける酒造の歴史・文化を展示。	西宮市
⑲	なだ しゅぞうようぐいっしき つけたり 灘の酒造用具一式 附 しゅぞうようおけ たる どうぐ 酒造用桶・樽づくり道具 いっしき 一式	兵庫県指定 (有形民俗)	西宮郷・白鹿辰馬本家が伝える灘酒の 酒造用具及び酒造用の桶・樽づくり道 具の一式 517 点。公益財団法人白鹿記 念酒造博物館所蔵。	西宮市
⑳	にしのみやじんじや か えいげし 西宮神社嘉永橋	国登録 (建造物)	西宮郷の酒屋中が施主となって嘉永 元年(1848 年)に建造した太鼓橋。西 宮神社苑池から松尾社参拝のため架 橋された。全長約 6m の花崗岩製。	西宮市

⑳	にしのみやじんじやずいほうばし 西宮神社瑞寶橋	国登録 (建造物)	西宮郷・白鷹辰馬家初代悦叟が明治 40 年に奉納した太鼓橋。2 代悦蔵が青銅欄干を付設改修。西宮神社苑池に架かる石橋のひとつで、全長約 5.5m、花崗岩製。	西宮市
㉑	うおぎまごう さくらまさむねやまむらけ 魚崎郷・櫻正宗山邑家 しゅぞうようぐ しゅぞうかんれんしりょう 酒造用具、酒造関連資料	未指定 (有形民俗) (歴史資料)	魚崎郷・櫻正宗山邑家(寛永元年・1625 年創業)の歴史を伝える酒造用具、酒看板や酒瓶・ラベルなど酒造関連資料。櫻正宗記念館(櫻正宗株式会社)所蔵。	神戸市
㉒	うおぎまごう はまふくつるしゅぞうようぐ 魚崎郷・浜福鶴酒造用具	未指定 (有形民俗)	魚崎郷・浜福鶴吟醸工房(株式会社小山本家酒造)が所蔵する江戸時代以来の酒造用具。工房で道具を展示し、伝統的な酒造りの全工程の紹介や元蔵人の楽しい解説を聞きながら酒の試飲ができる。	神戸市
㉓	なだ しゅぞうようぐ 灘の酒造用具	国重文 (有形民俗)	御影郷・菊正宗嘉納家(万治 2 年・1659 年創業)が伝える近世～近代の酒造用具 566 点。菊正宗酒造記念館(菊正宗株式会社)所蔵。	神戸市
㉔	みかげごう きくまさむねかのうけさけ 御影郷・菊正宗嘉納家酒 かんれんしりょう たるさけ 関連資料及び樽酒マイスター ターファクトリー	未指定 (歴史資料) (無形民俗) (有形民俗)	御影郷・菊正宗嘉納家の酒造りに関する資料。復元された水車小屋や、美人画ポスター・木製看板・酒器・一枚板の大看板など。樽酒マイスターファクトリーでは、吉野杉の香がする工場で、樽造りの技術の伝承をしており、職人の技を見学できる。菊正宗酒造記念館(菊正宗株式会社)所蔵。	神戸市
㉕	みかげごう はくつるきゅうほんてん 御影郷・白鶴旧本店 いちごうくら 老号蔵 しゅつどいこう いぶつ 出土遺構・遺物 はくつるしゅぞうようぐ 白鶴酒造用具	未指定 (建造物) (考古資料) (有形民俗)	御影郷・白鶴嘉納家(寛保 3 年・1743 年創業)の酒蔵。大正初期建築。昭和 40 年代中頃まで稼働した蔵を改造し、白鶴酒造資料館として公開。酒造工程を立体的に展示。酒造用具や発掘調査出土品を展示。酒蔵は経済産業省から「近代化産業遺産」に 2008 年認定。白鶴酒造株式会社所蔵。	神戸市
㉖	みかげごう こうべしゅしんかんしゅぞう 御影郷・神戸酒心館酒造 ようぐ 用具	未指定 (有形民俗)	御影郷・福寿神戸酒心館(宝暦元年・1751 年創業)酒銘は福寿。醸造工場を含む 4 つの酒蔵からなる複合施設。近代化される前の酒造道具と最新の酒造を展示。リーフレットは 16 言語を用意し、インバウンドに対応している。株式会社神戸酒心館所蔵。	神戸市

⑳	さわ つるかぶしがいしやおおいしぐら 沢の鶴株式会社大石蔵 つけたりなだ しゅぞうようぐいっしき 附 灘の酒造用具一式 ふなばいこう 槽場遺構	兵庫県指定 (建造物) 未指定 (史跡)	西郷・沢の鶴(享保2年・1717年創業)の酒蔵(江戸時代末)を沢の鶴資料館として公開。酒造道具や江戸へ酒を運んだ千石船の模型を展示。発掘調査で発見されたもろみから酒を搾る「槽場遺構」を露出展示。	神戸市
㉑	なだ さかだるせいさくぎじゅつ 灘の酒樽製作技術	国記録 (無形民俗文化財)	灘五郷の酒樽を製作する技術。保存団体は「灘の酒樽製作技術保存会」(菊正宗株式会社、たるや竹十 西北商店)。西郷・「たるや竹十 西北商店」は、大桶製造業として、文政2年(1819年)創業。	神戸市
㉒	ひようごのつ たるやごんべえけ 兵庫津・樽屋権兵衛家 さかだる おけ どうぐいっしき 酒樽・桶づくり道具一式	未指定 (有形民俗)	兵庫津で行われた酒造りを伝える酒樽・桶づくりの道具。天正11年(1583年)から酒樽・桶を作ってきたと伝わる樽屋権兵衛家に伝承された道具一式。同家所蔵。	神戸市
㉓	ひようごのつ しゅぞうかせぎなまえちよう 兵庫津・酒造稼名前帳	未指定 (古文書)	兵庫津の江戸積用の酒鑑札 <small>さげがんさつ</small> を所持する酒造人を大坂町奉行所に届け出た文書(天保15年・1844年)。神戸市立博物館所蔵。	神戸市
3 「下り酒」と「樽廻船」				
㉔	たるかいせんかんけいしりよう 樽廻船関係資料	未指定 (歴史資料)	西宮の樽廻船問屋小寺家に伝わる「樽 <small>たる</small> 船出帆図」、新酒番船一番杯「新酒惣 <small>なるお</small> 壱番」、西宮鳴尾・辰馬家に伝わる樽廻船船頭らが新酒番船で着用した「入船 <small>にゆうせん</small> 祝法被 <small>いわいほっぴ</small> 」のほか、錦絵「新酒番船入津繁栄図」、酒鑑札 <small>さげがんさつ</small> 、酒仕切状 <small>さけしきりじよう</small> ・廻船加入証文等酒造関係文書など。西宮市立郷土資料館所蔵。	西宮市
㉕	なだしゅぞうぎやうかんけいしりよう 灘酒造業関係史料	未指定 (歴史資料)	灘の酒造に関する経済史等史料。関西学院大学図書館デジタルアーカイブでWEB公開。関西学院大学の故柚木重三教授・故柚木学 <small>ゆのき</small> 名誉教授父子が収集。柚木学教授は同史料に基づいた『近世海運史の研究』で日本学士院賞(1982年)を受賞。同図書館所蔵。	西宮市

③4	しせきとうしやきんべえこうわん 史蹟當舎屋金兵衛港湾 しゅうちくひ にしのみやこう 修築碑(西宮港)	未指定 (史跡)	酒を積み出す西宮港の修築顕彰碑。享和元年(1801年)、港内への砂の堆積を防ぐための築洲が西宮の商人當舎屋金兵衛の勧進により企てられ、翌年着工、築洲は徐々に延伸され、酒を樽廻船に積み出す港として繁栄する礎を築いた。	西宮市
③5	みぬめ じんじやべさいせん うま 敏馬神社弁財船絵馬	神戸市指定 (有形民俗)	廻船船主らが敏馬神社に奉納した船絵馬。弁財船を額一杯に描く。18世紀中頃を中心として奉納。敏馬神社は古来よりの海上交通の要衝「敏馬の浦」に座す。社地のある神戸市灘区・大石は酒造業・廻船業が栄えた、灘五郷・西郷に当たる。	神戸市
③6	いまづとうだい つけたりたてふだ 今津燈台 附立札	西宮市指定 (建造物)	樽廻船の出帆地西宮・今津港の港頭に建つ常夜灯。現役最古の木造航路標識(海上保安庁承認)。今津郷・大関長部家(正徳元年・1711年創業)5代長兵衛が象頭山金毘羅権現を勧請して、文化7年(1810年)創建、6代文治郎が安政5年(1858年)再建。大関株式会社所有。	西宮市
③7	かんざきこんびら いしどうろう 神崎金毘羅さんの石灯籠	未指定 (建造物)	伊丹酒は神崎を経て廻船で江戸に運ばれた。神崎に建つこの石灯籠は、航海の安全を祈念し、灯台の役割を果たした。文化元年(1804年)頃再建。	尼崎市
③8	こもだる ぎじゆつ 菰樽づくり技術	未指定 (無形民俗)	菰樽は、船での輸送中に酒樽の破損を防ぐ目的で樽に菰を巻き付けたのが始まりとされ、江戸積酒造地に近い農家の農間余業として発展した。「岸本吉二商店」「矢野三蔵商店」がその伝統を受け継ぐ。	尼崎市
③9	やの けじゅうたく 矢野家住宅	未指定 (建造物)	菰樽づくりを営む矢野三蔵商店の住宅兼事務所。大正初期建築。	尼崎市
④0	せつしゅういたみさかだるめいかん 摂州伊丹酒樽銘鑑	未指定 (歴史資料)	江戸積酒の菰樽に商標として描かれた伊丹酒の銘柄を集成。文政13年(1830年)の酒造家57人、222銘柄を収録。伊丹市立博物館所蔵。	伊丹市

④①	せつしゅうさかだるこめいいかん 摂州酒樽薦銘鑑	未指定 (歴史資料)	江戸積酒の菰樽に商標として描かれた菰印を集成。寛政 11 年(1799 年)から文化 8 年(1811 年)の間の、酒造家 165 人、539 銘柄の菰印を収録。尼崎市立文化財収蔵庫所蔵。	尼崎市
④②	こうべだいがくかいじはくぶつかん 神戸大学海事博物館 たるかいせんしりょう 樽廻船資料	未指定 (歴史資料)	江戸時代後半に日本沿岸や瀬戸内海で活躍した北前船や弁財船などの和船模型をはじめ、航路図や海路図屏風など、およそ 23,000 点。	神戸市
4 酒造家が育んだ文化				
④③	ぼしょうたんぎくほかはいかいしりょう 芭蕉短冊他俳諧資料	伊丹市指定 (書跡・典籍) 未指定 (書跡・典籍) (歴史資料)	伊丹の酒造家岡田家に生まれた国文学者岡田利兵衛(明治 25 年・1892 年生まれ)のコレクション。我が国三大俳諧コレクションのひとつ。利兵衛は、芭蕉など俳諧を研究。号は柿衛。公益財団法人柿衛文庫所蔵。	伊丹市
④④	なぎなた (しゅうぶかん) 修武館	未指定 (無形文化財)	伊丹・白雪小西家が、天明年間(1780 年代)に伊丹の自衛の必要を感じて道場を創設したことに始まる。明治 14 年(1881 年)に、なぎなた天道流 14 代宗家美田村顕教を招聘した。現在も、なぎなたの道場として続いている。	伊丹市
④⑤	けんぐきょうざんかん おおじょうむ 賢愚経残卷(大聖武) こうかん よんひやくくろくじゅういちぎょう 甲巻 四百六十一行 おつかん ごひやくさんぎょう 乙巻 五百三行 ほか多 数	国宝 国重文 など (典籍)	御影郷・白鶴嘉納家 7 代目治兵衛が美術館設立のために収集した古美術品などのコレクション。国宝 2 件(75 点)、重要文化財 22 件(39 点)を含む 1450 点以上。国宝賢愚経残卷(大聖武)は聖武天皇御筆とされる。公益財団法人白鶴美術館所蔵。	神戸市
④⑥	はくつるびじゅつかんほんかん 白鶴美術館本館、 はくつるびじゅつかんじむとらう 白鶴美術館事務棟、 はくつるびじゅつかんどらう 白鶴美術館土蔵、 はくつるびじゅつかんちやしつ しょうあん 白鶴美術館茶室(松庵)	国登録 (建造物)	公益財団法人白鶴美術館の建物。本館では白鶴嘉納家 7 代目治兵衛のコレクションを展示。土蔵は治兵衛の持論に基づき、鉄筋コンクリート造ではあるが伝統的な木造土蔵造り風の建物。事務所棟も鉄筋コンクリート造ではあるが、木造真壁造り風の建物。土蔵は伝統的な木造土蔵造りである。茶室は、入母屋屋根の中央を瓦葺とし、その周囲に銅板を葺回した瀟洒な外観を呈し、かつ上質な造りである。	神戸市

④7	絹本著色安倍仲麻呂 明州望月 円通大師 呉門隠棲図 ほかに多数	国重文 (絵画)	西宮郷・白鷹辰馬家初代辰馬悦叟と富岡鉄斎との親交の中で残された作品を多数所蔵。この屏風は大正3年(1914年)富岡鉄斎筆。公益財団法人辰馬考古資料館蔵。	西宮市
④8	旧辰馬喜十郎住宅	兵庫県指定 (建造物)	西宮郷・辰馬家喜十郎が建てた木造2階建ての擬洋風住宅。南面・東面にバルコニーを回す。明治21年(1888年)建築。	西宮市
④9	旧山邑家住宅 (淀川製鋼迎賓館)	国重文 (建造物)	魚崎郷・櫻正宗山邑家8代目太左衛門の別邸。大正13年(1924年)竣工。近代建築の巨匠フランク・ロイド・ライトの原設計。六甲山の傾斜地を利用して階段状に建てた鉄筋コンクリート造4階建の住宅。株式会社淀川製鋼所所有。	芦屋市
⑤0	私立灘中学校・高等 学校本館	国登録 (建造物)	御影郷・菊正宗嘉納治郎右衛門、白鶴嘉納治兵衛、魚崎郷・櫻正宗山邑太左衛門ら酒造家の篤志により、旧制灘中学校として創立。昭和4年(1929年)建築。学校のシンボルとして地域に親しまれている。外観は縦長の窓のデザインを基調とし、1階の石積み風の横目地を施し、2階正面の窓には尖りアーチ状の飾り窓が特徴。	神戸市
⑤1	甲南漬資料館 (旧高嶋家住宅主屋)	国登録 (建造物)	御影郷にある酒粕問屋高嶋平介商店で、甲南漬(奈良漬)製造で成功した2代目当主の邸宅。塔屋のパラボラアーチが特徴。昭和5年(1930年)建築。	神戸市
⑤2	御影公会堂	国登録 (建造物)	御影郷・白鶴嘉納家7代目治兵衛が出資・建設し、地域の社会活動に貢献した。展望塔であるフライタワーが特徴。昭和8年(1933年)建築。	神戸市

(※1)文化財の名称には振り仮名を付けること。

(※2)指定・未指定の別、文化財の分類を記載すること(例:国史跡、国重文(工芸品)、県史跡、県有形、

市無形、未指定(建造物)、等)。なお、未指定であっても文化財保護の体系に基づいた分類を記載すること。

(※ 3)各構成文化財について、ストーリーとの関連を簡潔に記載すること(単に文化財の説明にならないように注意すること)。

(※ 4)ストーリーのタイプがシリアル型の場合のみ、市町村名を記載すること(複数の都道府県にまたがる場合は都道府県名もあわせて記載すること)。